

農地中間管理事業

農地中間管理事業は、農地の貸し借り等を行うための制度です。農地中間管理機構（農地中間管理事業を行う機関）が、農地の所有者、耕作者とそれぞれ農地の貸し借り等の契約を結び、パイプ役を務めます。

岐阜県では、（一社）岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構の指定を受けています。



地域窓口

市町村役場及びJAが申込等を受付ける地域窓口となります。
地域に寄り添った活動をするため、市町村やJA等に依頼して、協力体制を築いています。

農地中間管理機構 一般社団法人 岐阜県農畜産公社

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階

TEL 058-215-6434 FAX 058-215-6435

E-mail gifu-kiko@gifu-notiku.com

ホームページ <https://nochichukan-gifu.com>

令和5年9月作成

農地中間管理事業を利用するための留意事項

- 原則、市街化区域以外の農地が対象となります。
- 利用が困難な遊休農地や耕作者が見込めない農地は取り扱いできません。
- 原則、10年以上の期間を基本に貸し借り等を行います。
- 賃料等は、地域の平均的な水準を基に協議して決定します。
- 地域計画に基づいた耕作者に対し、貸し借り等を行います。

地域計画とは、市町村が策定する地域農業の将来の在り方を示した計画で、耕作者ごとにエリア分けした農地の地図(目標地図)を含みます。

地域計画がない場合は、既存の経営農地との位置関係、地域農業の発展に資する程度、その他配慮事項等を踏まえて決定します。

- 契約後に相続や転居があった場合は、地域窓口にて所定の手続きをご案内しますので、ご協力ください。

農地中間管理事業に係る支援等について

①機構集積協力金交付事業

【 問い合わせ先 】

市町村役場担当課／県農林事務所農業振興課／県庁農政部農業経営課

【 概要 】

交付要件を満たせば、機構集積協力金(地域集積協力金・集約化奨励金・経営転換協力金)の交付を受けられる事業です。

②遊休農地解消緊急対策事業

【 問い合わせ先 】

市町村役場担当課／(一社)岐阜県農畜産公社

【 概要 】

要件を満たした遊休農地について、農地中間管理機構が除草等の簡易な整備を行う事業です。作業費用を一部ご負担いただくことがあります。

③農地中間管理機構関連農地整備事業

【 問い合わせ先 】

市町村役場担当課／県農林事務所農地整備課／岐阜県土地改良事業団体連合会

【 概要 】

農地中間管理事業を活用することで、農地の所有者や耕作者の費用負担を求めずに農地整備できる事業です。

④農地中間管理機構に農地を貸付けた所有者に対する税制措置

【 問い合わせ先 】

市町村役場担当課

【 概要 】

農地中間管理事業の活用状況に応じて、該当農地の固定資産税の軽減や課税強化の対象となる場合があります。

